

総合戦略資料編

1. 策定までの経緯
2. 委員名簿
3. 嘉手納町総合戦略推進会議設置要綱
4. 嘉手納町総合戦略庁内検討委員会設置要綱

1 策定までの経緯

年月日	内容
令和5年12月21日	第1回総合戦略推進会議
令和5年12月21日	第1回総合戦略庁内検討委員会
令和6年1月21日	第2回総合戦略推進会議
令和6年1月25日	第2回総合戦略庁内検討委員会
令和6年3月21日	第3回総合戦略推進会議
令和6年3月28日	第3回総合戦略庁内検討委員会

2 委員名簿

■嘉手納町総合戦略推進会議

No.	氏名	職名	備考
1	瀬口 浩一	琉球大学教授	会長
2	宮城 斎	嘉手納町商工会事務局長	
3	奥間 耐子	嘉手納町商工会女性部副部長	
4	二宮 雅夫	嘉手納町CIO補佐官	
5	比嘉 孝史	嘉手納町役場 副町長	
6	宮平 良浩	嘉手納地区銀行協会当番幹事	
7	伊敷 和枝	自治会長会会長	
8	菊地 一美	嘉手納町女性会会长	
9	我謝 治彦	嘉手納町PTA連合会会长	

■嘉手納町総合戦略庁内検討委員会

No.	氏名	職名	備考
1	比嘉 孝史	副町長	委員長
2	金城 悟	総務課長	副委員長
3	名嘉 義広	福祉課長	
4	仲宗根 さゆり	子ども家庭課長	
5	天久 昇	都市建設課長	
6	我謝 治彦	産業環境課長	
7	金城 瞳和	教育総務課長	
8	幸地 淳次	社会教育課長	
9	喜友名 朝順	情報政策課長	

3 嘉手納町総合戦略推進会議設置要綱

嘉手納町総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づく、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を推進するため、嘉手納町総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 推進会議は、嘉手納町総合戦略の策定に関する事項を調査検討する。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、まち・ひと・しごと創生に関して専門的な知見を有する者の中から町長が依頼する。

3 委員の任期は1年とする。

4 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月10日から施行する。

4 嘉手納町総合戦略庁内検討委員会設置要綱

嘉手納町総合戦略庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づき、嘉手納町の人口ビジョン及び総合戦略を策定するにあたり、基本目標と基本的方向、具体的な施策および指標について、総合的に検討し府内での合意を図るため、嘉手納町総合戦略庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 嘉手納町人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
- (2) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員は、総務課長、福祉課長、子ども家庭課長、都市建設課長、産業環境課長、教育総務課長、社会教育課長、情報政策課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

第6条 検討委員会に属する者の任期は、総合戦略原案の作成が完了するまでとする。ただし、検討委員会に属する者が欠けた場合における補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月10日から施行する。

この要綱は、令和6年1月25日から施行する。